

欧州委員会、標準必須特許（SEP）に関するパブリック・コンサルテーションを開始

2022年2月15日

JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州委員会は、2022年2月15日、標準必須特許（SEP）に関する証拠の募集とパブリック・コンサルテーションを開始した旨、ニュースリリース等にて公表した。

本ニュースリリースとパブリック・コンサルテーション等の概要は、以下の通りである。

1. 概要

- ・ 欧州委員会は、SEP に関するライセンスの枠組の透明性と予測可能性を改善するため、利害関係者に意見や経験を求めている。
- ・ 「証拠の収集」においては、現行のライセンスの枠組における特定された主要な問題に関するインプットを求めている。
- ・ 「パブリック・コンサルテーション」においては、SEP ライセンスと新しい SEP ライセンスの枠組みの可能性に関する具体的な質問について、その透明性、公正、合理的、非差別的（FRAND）な条件でのライセンス、そのような制度の施行などについて意見を求めている。
- ・ 欧州委員会は、「知的財産に関する行動計画」で発表したように、透明性が高く、予測可能で効率的な SEP 制度のための適切な条件を整えることを目指している。
- ・ 現在、どのような特許が標準規格に真に必須であるか、そのライセンスは誰が所有しているのか、企業はそのような権利を取得するためにどのくらいの金額を支払うべきなのか、あるいは得るべきなのかについては、ほとんど明確になっていない。今回の証拠の収集とパブリック・コンサルテーションは、近年の SEP に関する徹底的な評価に基づいている。

2. 証拠の収集

- ・ 期間は、2022年2月14日から2022年5月9日ブリュッセル時間の深夜まで。
[意見募集ページ](#)内（Give feedback）より、ログインして回答（初回は登録要）

3. パブリック・コンサルテーション

（1）対象者

- ・ 全ての利害関係者が対象。特に、SEP 所有者、SEP 実施者、弁理士、法律実務家、学者、パテントプール管理主体、業界団体、スタートアップ、中小企業、標準化機関、コンサルタント、政策立案者、その他 SEP に関する経験を持つ関係者。

¹ <https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/ALL/?uri=CELEX:52020DC0760>

(2) ユーザー協議の目的

- ・ SEP のライセンスのための効率的な枠組みを構築する上で、重要となる様々な質問について、利害関係者の意見を求めることが目的。質問は、(i) 透明性、(ii) ライセンスのレベルを含む FRAND 条件でのライセンスの概念、(iii) 効果的なエンフォースメント、を含む。

(3) 期間

- ・ 意見募集期間は、2022 年 2 月 14 日から 2022 年 5 月 9 日ブリュッセル時間の深夜まで。
- ・ [意見募集ページ](#)内 (Go to consultation) より、ログインして回答 (初回は登録要)

(4) 質問の概要

・ 一般的な質問 (1-5)

立場 (SEP 所有者、SEP 実施者、その他)、現行制度はホールドアウトやホールドアップに対して有効か、スタートアップや中小企業への影響、中国・ドイツ・インド・英国などでの訴訟の影響等

・ ライセンスのプロセス (6-18)

- ① 全利害関係者への質問：ライセンス交渉で議論の対象となる SEP の件数
- ② SEP 実施者への質問：ライセンスを得るまでの期間、ライセンスを得る理由、製品を市場に出す際に SEP に掛かるコスト
- ③ SEP 所有者への質問：SEP を所有またはライセンスする理由、標準設定から SEP 実施者にライセンスを働きかけるまでの期間、全ての SEP 実施者に声を掛けるか、SEP 実施者から 1 年以内に返答がある割合、SEP 実施者から訴訟なしで返答がある割合、最初の申し出からライセンスに至るまでの期間等

・ SEP ライセンスに関する問題 (19-22)

- ① 全利害関係者への質問：SEP ライセンス時に直面した課題
- ② SEP 実施者への質問：どの場合に標準を用いないという選択をしたか等
- ③ SEP 所有者への質問：SEP 実施者によるどのような振る舞いをホールドアウトなどと評価するか等

・ 透明性 (23-29)

- ① 全利害関係者への質問：SEP 所有者・パテントプール・SEP 実施者はどのような情報を公開すべきか、ライセンス契約における機密に対してアクセス可とすべき者は誰か、どのような条件でアクセス可とすべきか、仮に、ライセンス契約を提出する義務があるとした場合、契約を要約して説明する必要部分は契約のうちのいずれの部分か等

・ 必須性 (30-34)

- ① 全利害関係者への質問：必須性の確認の仕組みを確立することは有効か、第三者による必須性の確認による主な利点は何か、もし SEP 所有者がライセンスしようとする全ての SEP について必須性の確認が義務であるとした場合それはどの範囲で確認されるべきか、誰がその必須性を判断すべきか等

- ・ FRAND (35-50)

- ① 全利害関係者への質問：どのような場合に、SEP 保有者はライセンスを拒むことができるか、SEP をライセンスする場合のバリューチェーンのレベル（最終製品、中間レベル、最上位）や範囲、全てのレベルにライセンス可能とした場合の（ライセンス料の）二重取り防止を SEP 所有者はどう保証すべきか、仮に最上位へのライセンスとした場合に様々な下流製品への応用を SEP 所有者はどう監視すべきか、公正で妥当な条件とは、非差別とは、どの程度の割引であれば非差別ではなく合理的か、非差別の部分に影響を与える契約の条項は何か、合理的なロイヤリティ総額を知ること・合理的なロイヤリティを決定するための公正なプロセスを持つことの重要性、2015 年 7 月 16 日の欧州連合司法裁判所（CJEU）の判決（Huawei v. ZTE）による「ステップ」（当事者がライセンス交渉の各段階で取るべき対応）を一定期間内に完了する義務があるとしたらどの程度の期間が合理的か、SEP 実施者や SEP 所有者にとってどの振る舞いがライセンスを受けるまたは与えるにあたり「Willingness」とされるべきか等

- ・ エンフォースメント (51-66)

- ① 全利害関係者への質問：裁判所・仲裁における紛争解決に掛かるコスト、調停や仲裁への評価・信頼できる機関・適切な手続きルール、インセンティブ・透明性、非ライセンス製品の輸入に関する当局による報告の是非、裁判所の紛争解決に向けた役割、SEP のライセンスがイノベーションや雇用、競争力、グリーンエコノミーへの転換を強化させるか等

本パブリック・コンサルテーション等は、欧州委員会が 2021 年 7 月に公表したイニシアチブの計画（下記、2021 年 7 月 15 日付の欧州知的財産ニュース等参照）に基づくもの²。

本パブリック・コンサルテーションの特徴は、内容が広範囲かつ実務に踏み込んだ質問をしていることのみならず、SEP 所有者や SEP 実施者向けの質問だけでなく、対象者を幅広く指定した上で、全ての利害関係者に向けた質問をより多くしていることが特徴と考えられる。それにより、立場上真逆の意見となりがちな SEP 所有者と SEP 実施者の意見だけでなく、何らかの方向性を見出すために、客観的な立場の意見をより多く集約することを目的としているものと分析している。

² 立法措置と非立法措置を組み合わせる可能性があり、また、このイニシアチブにおける行為の種類は「規則（EU 法令の一つ。加盟国に対し、国内法への適用を待たずに直接拘束力を有する。）の提案」である、等としている。

－ 欧州委員会によるニュースリリースは、以下参照 －

[Commission seeks views and input on fair licensing of standard essential patents](#)

－ 欧州委員会のウェブサイトは、以下参照 －

[Intellectual property – new framework for standard-essential patents](#)

－ SEP に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

- ・ [欧州委員会、標準必須特許 \(SEP\) の新たな枠組みに関するイニシアチブの計画等を公表 \(2021 年 7 月 15 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [欧州委員会、標準必須特許 \(SEP\) のライセンス及び評価に関する専門家グループの活動報告書を公表 \(2021 年 2 月 26 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [デュッセルドルフ地方裁判所、標準必須特許のライセンス交渉に関する質問を欧州連合司法裁判所に付託 \(2020 年 11 月 27 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [欧州委員会、知的財産に関する行動計画を採択・公表 \(2020 年 11 月 25 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [英国最高裁判所、英国の標準必須特許 \(SEP\) のグローバルライセンス等に関する 2 つの事件につき、上告を棄却 \(2020 年 8 月 27 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [英国控訴院、標準必須特許 \(SEP\) に係る FRAND ライセンシング条件をめぐる Unwired Planet v. Huawei 事件について控訴を棄却 \(2018 年 10 月 23 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [欧州委員会、標準必須特許 \(SEP\) に係る専門家グループの立ち上げを開始 \(2018 年 7 月 9 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [欧州委員会、知的財産権保護及びイノベーションの強化に係る対策を公表 \(標準必須特許 \(SEP\) に係るガイダンスを含む\) \(2017 年 11 月 29 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [欧州連合司法裁判所、標準必須特許権侵害の救済をめぐるデュッセルドルフ地方裁判所の付託質問に対して判決 \(2015 年 7 月 17 日\) \(PDF\)](#)

－ 知的財産に関する行動計画についての欧州知的財産ニュースは、以下参照 －

- ・ [欧州委員会、意匠の保護及び EU 全体での非農産品の地理的表示の保護に関するパブリック・コンサルテーションを開始 \(2021 年 5 月 4 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [欧州委員会、知的財産に関する行動計画を採択・公表 \(2020 年 11 月 25 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [欧州委員会、知的財産行動計画策定に向けた意見募集を開始 \(2020 年 7 月 14 日\) \(PDF\)](#)
- ・ [欧州委員会、意匠制度に関するコンサルテーションを開始 \(2018 年 12 月 20 日\) \(PDF\)](#)

(以上)